

# 家畜共済診療点数表の改定の考え方について

---

令和 4 年 5 月  
農林水産省

# 家畜共済診療点数表の改定の考え方

令和5年4月1日から適用する家畜共済診療点数表(※)の改定の考え方は、以下のとおりとする。

※農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。)第117条第1項及び第166条の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定めた点数表をいう。以下同じ。

- 家畜共済診療点数表には、診療行為等ごとに、当該行為等によって組合員等が負担すべき費用(共済金として補てんされる金額を含む。)を1点10円で点数化して評価し、記載している。
- 家畜共済診療点数表は、家畜共済の共済掛金標準率(※)の改定に合わせて、3年ごとに改定している。

※共済掛金標準率は、組合等が共済掛金率を定めるに当たり標準とする率であり、農林水産大臣が過去3年間における被害率を基礎として、組合等の積立金の水準等に応じた調整を行って算定する。

# 1 家畜共済診療点数表中の種別欄及び備考欄の見直し

## 1 家畜共済診療点数表中の種別欄及び備考欄の見直し

最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行う。

○ 種別とは、検査や治療など診療行為等の区分のことであり、110の種別が定められている(例:直腸検査、難産介助)。

○ 備考には、種別の説明、診療点数を増点する場合等について記載している(診療点数を増点する場合の例:難産介助を行った場合において30分を超えても娩出しない場合はB種点数に514点を加える)。

○ 経営局保険監理官が行う調査等に基づき、  
・新たな治療法や検査法が普及されていること  
・従来必要とされていた診療行為等が不要となっていること  
等を確認した上で、種別及び備考の必要な見直しを行う。

【参考例】種別に関する前回の見直し

家畜の死廃事故の原因となり得る感染性関節炎への治癒効果が明らかになったことから、種別に「関節洗浄」及び「静脈内灌流」を追加した。

## 2 家畜共済診療点数表中のA種点数の見直し

2 家畜共済診療点数表中のA種点数(規則第166条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数をいう。以下同じ。)の見直し

診療に直接必要な医薬品、医療用消耗品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療機器等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

○ A種点数とは、診療に直接必要な医薬品費(診療点数表の備考によって薬価基準表に基づいて増点する分を除く。)、医療用消耗品費、医療用器具及び機械の償却費等に係る費用を1点10円で点数化して評価したものである。

【参考】A種点数に該当する費用(下線部分。規則第113条)

(診療技術料等)

第113条 法第144条第2項第2号の農林水産省令で定める診療技術料等は、診療に要する費用から次に掲げる費用を差し引いたものとする。

- 一 医薬品費
- 二 医療用消耗品費
- 三 医療用器具及び機械の償却費
- 四 往診用車両の修理費及び償却費
- 五 往診用車両の燃料費及び往診時の交通費

○ 経営局保険監理官が行う調査等に基づき、新たな治療法や検査法の普及等によって医療用消耗品に係る費用等が実態と異なっていること等を確認した上で、A種点数の必要な見直しを行う。

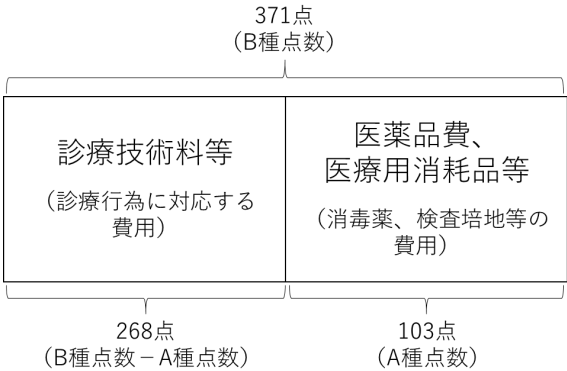
### 3 家畜共済診療点数表中のB種点数とA種点数との差の見直し

3 家畜共済診療点数表中のB種点数(規則第117条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。)とA種点数との差の見直し

診療に携わる獣医師の診療技術料等(農業保険法(昭和22年法律第185号)第144条第2項第2号の診療技術料等をいう。)の評価に用いる「B種点数-A種点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う。

○ B種点数とは、診療行為等に要した費用全体を1点10円で点数化して評価したものである。

【参考】獣医師が乳房炎に対する診療を行った場合(例)



点数の内訳

| 種別       | 診療点数 |      |
|----------|------|------|
|          | B種点数 | A種点数 |
| 乳汁簡易検査   | 57   | 7    |
| 細菌分離培養検査 | 259  | 91   |
| 薬治       | 55   | 5    |
| 合計       | 371  | 103  |

○ B種点数とA種点数との差とは、診療技術料等(診療行為に対応する費用)となる(3ページの参考にある規則第113条参照)。

○ 経営局保険監理官が行う調査等に基づき、新たな治療法や検査法の普及等によって診療行為に要する労力や難度が異なっていること等を確認した上で、B種点数とA種点数との差の必要な見直しを行う。